

児童手当制度について

●制度の目的

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。児童手当を受給された方には、児童手当の趣旨に従って、児童手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

●受給できる方(保護者)

上三川町に住民登録があり、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育する父母等のうち、生計中心者。

※児童手当における生計中心者とは、父母等のうち、所得の多い方になります。

※公務員の方は、勤務先での手続きになりますので上三川町役場では申請できません。

●児童手当の月額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たりの月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (※第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

●所得制限

受給者の所得が限度額以上の場合、児童の年齢に関わらず児童1人当たり一律5,000円支給になります。

扶養親族等の数(人)	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0	622	833.3
1	660	875.6
2	698	917.8
3	736	960
4	774	1002.1
5	812	1042.1

●支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

振込月	6月	10月	2月
支給対象月	2月～5月分	6月～9月分	10月～1月分

●申出による徴収

上三川町では受給者の申出により、児童手当から保育施設利用者負担額・学校給食費の徴収を行っております。

●申請について

お子さまが生まれたときや、転出入したときには、15日以内に手続きが必要になりますので、住民生活課までお越しください。

●現況届について

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受けることができるかを確認するためのもので、6月上旬に各家庭に郵送します。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▶問い合わせ先=福祉課 子ども・子育て係 ☎(56)9130

上三川町パブリック・コメント(町民意見の募集)を実施します

上三川町では基本的な政策等を策定する過程で、その政策等の趣旨や目的、内容等を公表し、町民から意見を募集。その意見を考慮して政策の意思決定を行うとともに、提出された意見とそれに対する町の考え方を公表する「パブリック・コメント」を実施します。なお、個々のご意見等に対して直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

- ▼資料の閲覧期間＝平成29年12月11日(月)～平成30年1月9日(火)
- ▼資料の閲覧方法＝町ホームページに掲載するほか、役場町民ホール、担当課窓口(保険課、福祉課)、中央公民館窓口にてご覧になります。
- ▼意見等の提出期間＝平成29年12月11日(月)から平成30年1月9日(火)へ必着
- ▼意見等を提出できる方＝町内に居住・通勤・通学する方、町内で事業活動を行う個人・団体・法人、その他本計画の利害関係者
- ▼意見等の提出方法＝意見等提出にかかる詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。※なお、ご意見等は口頭、電話では受け付けられません。

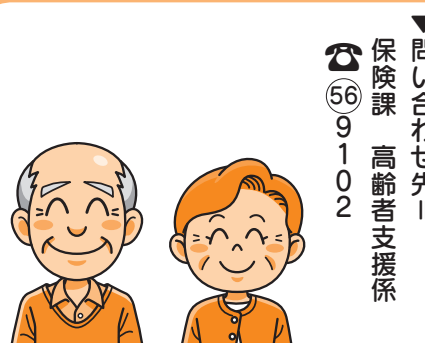
「上三川町第2期国民健康保険事業実施計画(データヘルス計画)」素案
 「上三川町第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画」素案

町では、国民健康保険事業の推進を図るため、平成29年3月に「上三川町国民健康保険事業実施計画(データヘルス計画)」を、また平成25年3月に「上三川町第2期国民健康保険特定健康診査等実施計画」をそれぞれ策定しました。今年度、現計画が期間終了となるため、「上三川町第2期国民健康保険事業実施計画(データヘルス計画)」素案及び「上三川町第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画」素案を作成しましたので、町民の皆様からの意見を募集します。

▼問い合わせ先＝
 保険課 国保年金係
 ☎9134

「第7期上三川町高齢者支援計画(介護保険事業計画)」素案
 町では、高齢者施策において、平成27年3月に策定した「第6期上三川町高齢者支援計画(介護保険事業計画)」に基づき、施策の推進を図っています。今年度、現計画が期間終了となるため、「第7期上三川町高齢者支援計画(介護保険事業計画)」素案を作成しましたので、町民の皆様からの意見を募集します。

▼問い合わせ先＝
 保険課 高齢者支援係
 ☎9102



「上三川町第5期障がい福祉計画・上三川町第1期障がい福祉計画」素案
 「上三川町人権教育・啓発推進基本計画」素案
 町では障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい福祉計画を策定していますが、第4期計画の期間が今年度で終了となるため、「上三川町第5期障がい福祉計画・上三川町第1期障がい福祉計画」素案を作成しました。また、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、新たな「上三川町人権教育・啓発推進基本計画」素案を作成しましたので、町民の皆様からの意見を募集します。

▼問い合わせ先＝
 福祉課 福祉人権係
 ☎9128

「上三川町第5期障がい福祉計画・上三川町第1期障がい福祉計画」素案
 「上三川町人権教育・啓発推進基本計画」素案

～ デマンド交通(かみたん号)のご案内 ～



Q. 利用するために何が必要??

A. かみたん号を利用するには、事前に登録が必要だよ。
 役場に登録申請書を提出するか、FAX・電話でも登録できるよ。
 登録は無料だから、乗りたい時に利用できるようにみんな登録してね。

- 問い合わせ先
 - ・予約受付センター：0120-272-315 (通話無料：平日 午前8時～午後5時)
 - ・企画課政策調整係：0285-56-9118

「ノロウイルス予防」症状としては吐き気や嘔吐、下痢、腹痛などが1～2日続きます